

デンマークのゾーニング適用も審議開始

~ASF発生想定した事前申請受け4ヶ国目~

農水省消費・安全局は9月26日、省内で食料・農業・農村政策審議会の第69回家畜衛生部会を開催した。新たにデンマークから申請されている同国にアフリカ豚熱(ASF)が発生した場合のゾーニング適用について、その是非を問う農水大臣による諮問が行われた。牛豚等疾病小委員会に下ろして検討が行われることになる。対日輸入国では、自国でもしASFが発生した場合、国内全域からの豚肉輸入が停止される。禁輸措置が長期に及べば産業に重大なダメージを受けることになることから、それを回避するため、輸出依存度の高い生産国を中心に事前の2国間調整が急がれている。

ASFや口蹄疫などは従来、発生が確認された場合には国全体で清浄化が達成され、それを国際獣疫事務局(WOAH)が認めたあと、輸入再開に向けた2国間協議が開始されてきた。従って、侵入初期の清浄化に成功したとしても、輸入再開までには少なくとも数ヶ月のブランクが生じることは避けられなかった。WOAHが正常な貿易の維持を優先する姿勢に変化してくるなかで、「ゾーニング(地域主義)」の考え方が拡大され、口蹄疫やASF、豚熱についても、「清浄国」だけでなく「清浄地域」というカテゴリーが設けられ、感染国内の非感染地域は様々な要件の下で「清浄地域」として輸出を認める方向に進んできた。しかし、万が一の発生を受けて相手国がリスク評価を始めるのでは対応に時間がかかるため、発生を想定して事前の協議を行うという対応が進むことになった。日本

は世界で最も多く、高く豚肉を輸入する国の1つであり、事前協議の重要性が一層強く認識されている。日本へのASF未発生国によるゾーニング適用の要請は、フランス(2018年11月)、カナダ(2019年4月)、米国(2022年3月)に次いでデンマークが4ヶ国目となる。フランスと米国は既に適用を認める答申が行われている。

農水省は諮問にあたり、質問票等を通じてデンマーク当局から入手した情報および現地調査に基づく情報を整理して「デンマークにおけるASF発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について(概要)」とする資料を示した。これによると、同国は九州とほぼ同じ面積で人口約596万人。ドイツと陸路で国境を接するユトランド半島と多くの島からなり、行政区分は98の基礎自治体からなる。同国当局からは、発生時のゾーニング適用に際しては、この98の基礎自治体を基本単位とする旨の提案を受けているとしている。豚は、都市部を除く全域で約1320万頭が、約7500戸の農場で飼養されている。衛生管理、トレーサビリティ・移動管理、と畜・食肉処理段階の衛生管理、輸入検疫体制、診断体制・サーベイランスなどについては非常に充実した対応がとられている。野生イノシシはほとんど生息していなかったが、2000年代初期に隣接するドイツから侵入・定着するようになった。2018年にはASF伝播リスク軽減のため、根絶計画が策定され、2018年時点で約150頭と推定された野生イノシシは、2022年には根絶されたと考えられているということで、国内の最大標高が171mという有利な地理的条件もあり、最大のリスクには徹底した対応がとられている。このほか、発生時の防疫対応の手順についても記載されている。

仏米には発生状況見る前提で承認 ～ASF 発生した輸出国からのゾーニング適用～

デンマークに対する、ASF 発生時のゾーニング適用に関する事前承認の手続きが、9月26日の家畜衛生部会で始まった。これまでにゾーニング適用を認めたフランスと米国については、初発時に講じられる具体的な対応の実効性や、2国間で締結する家畜衛生条件の遵守状況を確認したうえで、ゾーニング適用の可否を判断するとしている。同様の落としどころを目指した審議が行われることになる。

豚肉輸出国で ASF が発生した場合、農水省としては動物検疫所における輸入証明書の発行を停止して事実上の禁輸措置をとる。この緊急的な輸入禁止を、どのタイミングで、どのように緩和・解除していくか、「ゾーニング」議論の肝になる。米国とカナダは、初発確認後 72 時間は国全体で豚の移動を停止して他の発生がないかあぶり出しの時間を設けている。広大な国土のなかで、この期間のうちに感染が限定的な範囲であることが推定できれば、米国全体からのすべての豚肉の輸入を停止する必要がばいという判断は可能かもしれないが、この点、九州ほどの面積しかないデンマークについて、98もの自治体に区分した自治体単位で、防疫上有効なゾーニングが可能なのかどうか、その判断は難しい。この部分、日本が同様にゾーニング申請を口蹄疫については牛・豚肉の輸出先に、ASF については豚肉の輸出先に申請するような場合、少なくとも都道府県単位のゾーニング適用が認められるかどうかという問題にも絡んでくる。それだけに、科学的な判断以上に政治的判断がついて回ることになる。

デンマークの場合、伝統的な豚肉輸出国として、生産から処理・加工現場における防疫・衛生には早くから力を注いできた。従って、トレーサビリティを含むポークチェーンの確立に向けた対応が日本より進んでいることは間違いない。地続きで感染国であるドイツとも接し、他の汚染国にも子豚を輸出するなど車両等の行き来があるなかで、これまで

ASF の侵入を阻止していること自体、高い防疫水準を証明しているが、今後の議論が注目される。

アルゼンチン北部の牛肉輸入解禁議論 ～南部と異なり口蹄疫「ワクチン接種清浄地域」～

9月26日の第69回家畜衛生部会では、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入についても農水大臣からの諮問が行われた。既に生鮮牛・羊肉の輸入を解禁している、口蹄疫のワクチン非接種清浄地域である南部(パタゴニア)に加え、同ワクチン接種清浄地域である北部地域からの「脱骨した生鮮牛肉」についての輸入解禁の要請を受けての対応で、牛豚小委に下して検討が行われることになる。

かつて日本は、口蹄疫ワクチンの接種下では野外ウイルスの感染が隠されるとして、国際獣事務局(WOAH)が「ワクチン接種清浄国」というカテゴリーを設けること自体に反対し続けた。総会決定後も、2国間による協議に応じない姿勢を続けたが、識別ワクチンの普及に伴う世界的な潮流を受け、2018年には国全体がワクチン接種清浄国とWOAHに認定されているウルグアイからの牛肉輸入を認めている。

現在、日本はWOAHが口蹄疫のワクチン非接種清浄地域と認めている同国南部からの生鮮牛肉および羊肉の輸入を2018年に解禁している。アルゼンチンは口蹄疫のワクチン接種清浄地域とワクチン非接種清浄地域が混在している。農水省消費・安全局動物衛生課は今回の諮問に際し、その会議資料に「参考情報」として、初めてワクチン接種清浄国からの輸入を容認した2018年答申のリスク評価報告書の関連箇所から、「ワクチン接種清浄国であるウルグアイの清浄性については、ワクチン非接種清浄国と全く同等と言えないことから、輸入を認める際は、法令上、ウルグアイを口蹄疫の清浄国・地域と位置付けるのではなく、暫定清浄国・地域とは位置付けず、上乗せのリスク管理措置が講じられたもののみを輸入可能とするよう規定することが適当である」としたことを引用し、この

評価結果を踏まえて改正した関連告示には、“指定農場で飼養された牛に由来する肉を、指定施設で脱骨熟成することが、口蹄疫の発生を予防するために必要な措置”として盛り込んだ旨を明記している。

アルゼンチン当局から質問票を通じて得た情報および現地調査を通じて入手したリスク評価のための情報によると、同国では2000～2001年に口蹄疫がまん延し、最終発生は2006年2月のコリエンテス州における発生。2008～2014年にかけて、順次 WOAH によってワクチン接種/非接種清浄地域と認められてきた。同国では全土で32万戸の農家により5278万頭の牛が飼養されており、牛の頭数は家畜全体の約65%を占めている。

豚熱など6疾病の防疫指針の改正を答申

～発生時防疫措置での家畜所有者の責任明記～

9月26日に開催された家畜衛生部会では、先に開催された牛豚小委で議論された豚熱等の「特定家畜伝染病防疫指針」の見直し案が承認された。特定家畜伝染病のうちBSEを除く6疾病についての指針を、3年ごとの見直しのタイミングにあたり改正するもの。家伝法の記載に基づき、殺処分など防疫措置において「家畜所有者が一義的責任を有する」ことを指針に明記した。

豚熱の紡機指針では、殺処分家畜の焼却・化製処理(レンダリング処理)については、現行指針より少し踏み込み、自治体による支援体制や事前確認について以下のように詳しく記載した。

「豚等の所有者、焼却施設または化製処理施設(以下「焼却施設等」)の所有者または管理者、市町村その他の関係機関、関係団体および地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な償却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者または管

理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、知事は、法第21条第7項に基づき、とくに必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。

また、家畜所有者が、飼養衛生管理基準の不遵守や、届出の遅延、予防・まん延防止に必要な措置を講じなかった場合に、手当金および特別手当金が減額されることを周知する旨も記載した。家畜所有者の「一義的責任」と同様、家伝法に基づく従来制度上の措置だが、あえて指針にも書き込んで周知徹底を図るもの。

7月「832円」高値の夏相場終息へ

～東京市場9月の「極上・上」平均は667円～

(独)農畜産業振興機構(ALIC)の集計したところによると、9月の枝肉卸売価格(極上・上の平均)は、東京市場が667円(対前年同月比95.8%)、大阪市場が741円(同105.3%)だった。全国と畜頭数は126万700頭(速報値)で、前年同月比97.5%だった。過去、1975～83年にかけては東京市場の「上」の年度平均が700円を上回る時期もあったが、少なくとも1985年以降では最も高い夏相場も、秋相場への移行が始まっている。

2024年の東京「上」価格は、4月の613円以降、月間平均としては1985年以降の最高値である832円をつけた7月を経て8月の767円に至るまで、2014年以降続く高原相場のなかでも最高水準が5ヶ月続いた(613→715→754→832→767円)。前年の夏から秋にかけての全国的な猛暑・酷暑が繁殖成績に大きなダメージを及ぼしていたことは早くから指摘されていたが、そのうえに、昨年を上回る酷暑が追い打ちをかける形で出荷頭数の減少をもたらしたこと、急激な円安の進行で、輸入豚肉の価格が上昇して国産の相対的な価格競争力が高まったことが大きな要因となった。